

川情審査答申第 27号

平成26年12月 8日

川口市長

奥ノ木 信夫 様

川口市情報公開・個人情報保護審査会

会長 馬橋 隆紀

川口市個人情報保護条例第29条の規定に基づく諮問について（答申）

平成25年8月23日付で諮問のあった下記の件について、別添のとおり答申します。

記

「障害福祉課における〇〇〇〇に関する全ての記録」についての不開示決定（存否応答拒否）に対する不服申立て（個人情報保護諮問第18号）

答 申

1 審査会の結論

申立人が行った保有個人情報の開示請求につき、川口市個人情報保護条例第18条に基づき、川口市長が行った決定は妥当である。

2 不服申立ておよび審査の経緯

(1) 不服申立人〇〇〇〇氏（以下「申立人」という。）は、未成年者である〇〇〇〇様の法定代理人として、平成25年7月17日、川口市長（以下「実施機関」という。）に対し、川口市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第15条第1項に基づき、「障害福祉課における〇〇〇〇に関する全ての記録」につき開示請求した。

(2) これに対し、実施機関は、平成25年8月6日付けで条例第18条に基づき、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することになるとして開示請求を拒否した。

(3) この不開示決定に対し、申立人は、平成25年8月19日、申立人の過去の開示請求に対する部分開示において、保有個人情報の記録の名称は「指導台帳」と「居宅生活支援台帳」であり、それぞれに対象となる個人情報が存在することが明らかであって、実施機関の不開示決定は、条例第18条の解釈や運用に沿っていないため不当なものであるとして異議申立てをした。

(4) 実施機関は、平成25年8月23日、上記異議申立てについて、条例第29条に基づき、当審査会に諮問した。また、当審査会の審査に際し、実施機関からは平成25年8月29日付けで、理由説明書が提出され、当審査会は平成25年10月22日付け、実施機関の職員から意見を聴取した。

なお、申立人は、平成25年9月20日付けで理由説明書に対する意見書を提出し、当審査会は、平成26年1月29日、申立人及び補佐人による口頭意見陳述を実施した。

3 審査会の判断

当審査会は審査の結果、以下の通り決定し判断する。

(1) 本開示請求については、従前、申立人より同一の開示請求がなされ、この際、実施機関は文書の存在を認めた上で、部分開示を行っていたことは争いない。

その理由は、実施機関は、本人以外の者からの開示請求について、原則として存否を明らかにしないで、当然開示請求を拒否すべきものとしていたが、ただ、例外的に請求者本人が障害者であることを当然に知っている者と判断できる請求に対しては、これを部分開示するとの対応をしたものである。

そして、実施機関は、前回の申立人からの開示請求については、〇〇〇〇様自身が、その近親者が障害者であることを知っていたとして、例外的に一部を開示したことが認められる。

- (2) 実施機関は、その情報を開示するにあたり、従前の取扱いに当然に拘束されるものではない。ただ、その取扱いの変更が、従前の取扱いと比較し、その申立人の知る権利を害するようなものであれば、その変更は許されるものではない。

ところで、個人情報の開示請求にあたり、本人以外の者からの請求については、慎重な判断が求められることは当然であり、本請求に対し実施機関が原則としてその存否を明らかにしないで不開示としていることは妥当なものである。

なお、実施機関は、本人が障害者であることを当然知っている者と判断できる相手からの請求については、その一部を開示するとしているが、この「当然知っている者」との要件は、抽象的なものであり、その適用にあたっては、より慎重な配慮が求められるものであって、その開示請求時の社会状況の変化等に十分配慮しつつ、より客観的な事実をもって判断をするように努めることが求められる。

- (3) 今回の申立人の請求に対し、実施機関が行った判断は、以上の状況等を考慮して行ったものであって、妥当であると判断する。

平成26年12月8日

川口市情報公開・個人情報保護審査会

委員（会長） 馬 橋 隆 紀

委員 飯 塚 肇

委員 田 村 泰 俊